

## 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」の 変更について

### 1. 改正の背景

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、国土交通大臣及び総務大臣は、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成 27 年総務省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）を定め、同条第 2 項に基づき、基本方針において下記の事項を定めている。
  - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
  - 二 空家等対策計画に関する事項
  - 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
  - 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- また、法第 23 条第 1 項において、市町村長は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人※（以下「支援法人」という。）として指定することができることとされている。
  - ※ 空家等の所有者等に対する情報提供や相談対応、市町村からの委託に基づく空家等の管理・活用等を行う。
- この点、支援法人の対象として商工会議所等の「その他の営利を目的としない法人」を追加するための法の改正を含む、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号。以下「分権一括法」という。）が公布されたところ。
- これに伴い、基本方針について、分権一括法による法の改正内容を反映する等、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 改正の概要

- (1) 分権一括法に伴う所要の改正
  - ・ 支援法人の対象として「その他の営利を目的としない法人」を追記する。
- (2) データの更新
  - ・ 令和 5 年住宅・土地統計調査など最新のデータに基づき更新を行う。
- (3) その他
  - ・ 住生活基本計画（全国計画）（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）を踏まえ、住宅・宅地の相続の大量発生が見込まれる背景事情を踏まえた記載を追記する。
  - ・ 空家等に関するデータベースの整備における情報の取り扱いについて追記する。
  - ・ 表現の適正化を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行日：分権一括法の施行の日（令和 8 年 9 月 3 日（木））